

令和2年(ネ)第284号

石木ダム建設工事並びに県道等付替道路工事続行工事差止請求控訴事件

控訴人ら 岩下和雄外

被控訴人 長崎県外1名

2021年3月25日

意見陳述要旨

福岡高等裁判所 御中

控訴人ら訴訟代理人弁護士 平山博久

第1 はじめに

本日の弁論更新にあたって、先ほど、控訴人ら代理人から、利水の観点、治水の観点の両面において石木ダム関連工事が不要な工事であること、13世帯の現実に生活をしている控訴人らの人格権が同工事によって具体的に侵害されていること、について弁論を致しました。

私からは、この差止請求事件を通して、私たちが御庁裁判所に対して求めること、について意見を申し上げます。

第2 事業認定の効力と本件は無関係である

1 まず石木ダムの事業認定取消訴訟については、請求棄却等の判決が確定しました。

しかし、差止請求事件に対する判断をする上で、取消訴訟の判決が確定したことは結論を左右するものではありません。

すなわち、取消訴訟は、土地収用法上の法適合要件を満たすかどうかの問題とされる事件である上、その判断の基準時は、事業認定時点の事実です。さらに、ご承知の通り、事業認定判断については処分庁の広範な裁量が認められるとされています。

これに対して、本事件は、石木ダム関連工事によって人格権を侵害された控訴人らとその差し止めを求めた事件であり、その判断の基準時は

口頭弁論終結時までには現れたすべての事実です。さらに、人格権侵害について侵害行為者に広範な裁量など認められておりません。

このように両者はその判断対象，基準時，判断基準等を大きく異にします。

さらに，事業認定を経たある工事が人格権を侵害すると判断された場合，差止めの対象となるのは当該具体的な事実行為としての工事であって，事業認定の効力それ自体ではありません。

そして，事業認定の効力と個々の工事が人格権を侵害するものとして違法になるかは次元を異にする問題ですから，事業認定の効力について問題にすることなく，工事の差止めを命じることはできるはずです。

- 2 私たちは，御庁裁判所に対して，取消訴訟の棄却判決が確定したことは，本差止請求の結論を左右するものではないことを踏まえて，今後の審理・判断をすることを求めています。

裁判所が今後の審理，そして判断をしていく上で，取消訴訟の判決に拘泥して，結論を誤ることがあってはならないことを強く申し上げておきます。

第3 失われるものと住民の怒り

- 1 私たちは，現在，現地で日々の生活を送っている控訴人らが，本件工事によって奪われているものが何なのか，そして将来奪われるものが何なのか，ということも，曇りのない澄んだ目で向き合っていて欲しいと願っています。

現地で生活している控訴人らが奪われ，または，奪われようとしているものは何なのでしょう。

これまで長年にわたって現地の地面の隅々に至るまで刻み込まれている，父祖伝来の「農耕」「文化」「行事」，あるいは，人と人とのコミュニティ等は，生存と人格形成の基盤であり，日常の幸福追求による自己実現の権利であり，人格権としての平穏生活権です。

現在進められている工事そして将来の工事によって，そのすべてが奪われてしまいます。

今，笑顔で地面を駆け回っている子や孫たちの姿が，さらにこれから当然のこととして何世代にもわたって引き継がれていくことに，何の

疑問も持っていなかった控訴人らの当たり前の生活が、突然、行政の手によって、一方的に強権的に奪い取られ、一度奪われると二度と戻ってくることがない、そのことに対して、控訴人らが強い憤りを抱いているのは、あまりにも当然のことです。

2 石木ダム事業については、当初から、住民たちにとっては憤りを覚える出来事ばかりでした。

先ほど陳述された岩本さんも、昭和 46 年の説明会において、石木ダムが多目的ダムであるのは国から補助金をもらうためであるという長崎県の説明を聞いています。そして、そのような説明をした長崎県が、本訴訟では工事の必要性を主張しているのがこの事件の実態なのです。

また、長崎県知事は、ダム建設の必要が生じたときは、協議の上、書面による同意を受けた後に着手する旨の覚書を交わしていますが、現在、その書面を無視して工事を強行しています。

そのほかにも、この差止訴訟の中で、多くの住民の方々が意見陳述をされ、一人一人、この工事に対する疑問や憤り等について具体的な言葉を用いて陳述されました。

その多くの疑問や憤りを抱いたまま、控訴人らは、生まれ育ったこうばるの地を、大切に耕してきた田畑を、思いを込めて建てた家や庭を奪われ、その地から追い出されようとしているのです。

この裁判が行われている今現在も工事が進められています。

本日は、多くの控訴人らが現地での説明要求運動をしており、自身の裁判を傍聴することすらできません。

控訴人らは、石木ダム工事から解放された自由な生活を求めています。

御庁裁判所では、改めて、控訴人らが訴えかけた言葉の一つ一つを思い出していただき、その言葉に正面から向き合った審理、そして判決をしていただくことを求めます。

以 上